

諮問番号：令和7年度諮問第28号
答申番号：令和7年度答申第42号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、令和5年7月21日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第77条の2に基づく督促処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

保護受給に伴い解約した生命保険に係る解約返戻金（以下「解約返戻金」という。）2, 122, 406円を受けたことについて、法第63条による返還決定及び法第77条の2による徴収金決定がなされ、これが未納である旨督促を受けたが、審査請求人が国民健康保険に加入していた場合、自己負担割合は3割となるため、不当な請求であり、憲法第25条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない。

したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が生命保険の解約返戻金収入を得たことから、令和5年5月22日付けで、法第63条及び法第77条の2第1項に基づき、令和3年12月から令和4年3月までに支給した保護費2, 122, 406円の返還を求め、徴収決定する処分（以下「先行処分」という。）を行ったうえで、先行処分による徴収金が未納である

ことから、その納付を督促する本件処分を令和5年7月21日付けで行ったことが認められる。

(2) 本件処分により督促を行うことの適否について

法第77条の2第2項のとおり、同条第1項による徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。ここで、国税徴収における納税の告知については、国税通則法(昭和37年法律第66号)第36条のとおり、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行うこととされている。また、国税徴収における督促については、国税通則法第37条のとおり、納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならないとされ、督促状は、納期限から50日以内に発するものとする。とされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和5年5月22日付けの先行処分において、審査請求人に対し保護費2,122,406円の返還の義務がある旨決定するとともに、同額について徴収決定したこと、②処分庁は、先行処分に係る徴収金の納入期限を同年6月30日と設定し、先行処分通知書により審査請求人に対し通知したこと、③処分庁は、先行処分に係る徴収金が未納であることから、同年7月21日付けで本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁が審査請求人に対し、先行処分の通知書において通知した納入期限である令和5年6月30日までに徴収金が納入されていない状況を確認し、当該納入期限から50日以内である同年7月21日付け本件処分によって未納額の督促を通知したことは、法第77条の2第2項、国税通則法第36条及び第37条に照らし、本件処分の要件及び手続に欠くところはなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(3) なお、審査請求人は、国民健康保険に加入していた場合〔医療費の自己負担割合が〕3割負担となるので、本件処分は不当な請求と言わざるを得ず、このままでは憲法第25条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない等、返還金及び徴収金の額について不服がある旨主張する。

しかしながら、本件処分は、返還金及び徴収金の額を決定するものではなく、国税徴収の例に則り、先行処分において決定された納入すべき額が完納されていない事実に基づき、その納付を督促するものである。

そうすると、先行処分が納入義務の範囲の確定を目的とする処分であるのに対し、本件処分は既に確定している納入義務の履行を目的とする処分であり、先行処分と本件処分とは、それぞれ別個の法律効果を目的とする独立した行政処分である。

- したがって、本件処分の取消しを求める理由として、返還金及び徴収金の額に対する不服を述べた審査請求人の主張は失当である。
- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 令和7年11月 7日 諮問の受付
令和7年11月11日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知
主張書面等の提出期限：11月25日
口頭意見陳述申立期限：11月25日
令和7年12月24日 第1回審議
令和8年 1月 6日 処分庁に対する質問（回答：令和8年1月19日付け
〇〇〇第670号）
令和8年 1月26日 第2回審議
令和8年 3月13日 第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (2) 法第77条の2第1項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（中略）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と、同条第2項は、「前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」と定めている。
- (3) 国税通則法第36条は、「納税の告知」について規定しており、第1項において「税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税（その滞納処分費を除く。次条において同じ。）を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。（後略）」と、第2項において「前項の規定による納税の告知は、税務署長が、政令で定めるところにより、

還が必要であることを説明したが、同年2月20日時点の残高が不足しており一括の返還が困難であるとの説明を受けた。

- (8) 令和5年4月17日、処分庁は、再度、保険会社に対して行った法第29条に基づく調査の回答を受領し、審査請求人に対する生命保険解約時の解約返戻金等の支払額が2,122,406円、支払日が令和4年8月4日であったことを確認した。
- (9) 令和5年5月9日、処分庁は、審査請求人成年後見人から解約返戻金2,122,406円を受領した旨の収入申告がなされたことを踏まえ、費用の返還対象期間を資力発生日(保護開始日)である令和3年12月2日から令和4年3月31日までとし、同期間における保護費支弁額を2,234,295円と算定したうえで、解約返戻金全額に相当する保護費について法第63条に基づき返還決定するとともに、法第77条の2第1項に基づき徴収金の対象とする先行処分を決定した。
- (10) 令和5年5月22日付けで、処分庁は審査請求人に対し、(9)の先行処分について通知した。返還決定額は2,122,406円、納入期限は同年6月30日であった。
- (11) 令和5年7月21日付けで、処分庁は、(10)で通知した徴収金が納期限までに納付されていないことを確認したため、法第77条の2第2項に基づき、国税徴収の例により、督促状を審査請求人宛に送付した(本件処分)。督促状には、「先に通知しました、あなたの(中略)法第63条による返還金及び第77条の2による徴収金が未納となっております。指定納期限までに、〇〇〇指定金融機関にて必ず納付してください。」と記載されるとともに、「1返還決定額 2,122,406円 2返還済額 0円 3未納額 2,122,406円 4指定納期限 令和5年8月31日」と記載されていた。
- (12) 令和5年7月28日、審査請求人成年後見人は、本件処分の存在を知り、同年10月25日、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が保有していた生命保険の解約返戻金収入を得たことから、令和5年5月22日付けで、法第63条及び法第77条の2第1項に基づき、令和3年12月から令和4年3月までに支給した保護費2,122,406円の返還を求めるとともに、当該返還額を徴収金と決定する先行処分を行ったうえで、先行処分による徴収金が納期限を過ぎても未納であることから、令和5年7月21日付けでその納付を督促する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 本件処分により督促を行うことの適否について

法第77条の2第2項のとおり、同条第1項による徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。ここで、国税徴収における納税の告知については、国税通則法第36条のとおり、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行うこととされている。また、国税徴収における督促については、国税通則法第37条のとおり、納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならないとされ、督促状は、納期限から50日以内に発するものとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和5年5月22日付けの法第63条による返還金及び法第77条の2による徴収金の決定通知書(先行処分)において、審査請求人に対し、保護費2,122,406円の費用返還決定について通知するとともに、当該返還金について同額を徴収金の対象と決定したこと、②処分庁は、先行処分に係る徴収金の納入期限を同年6月30日と設定し、先行処分の通知書により審査請求人に通知したこと、③処分庁は、先行処分に係る徴収金が納期限までに未納であったことから、同年7月21日付けで本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁が審査請求人に対し、先行処分の通知書において通知した納期限である令和5年6月30日までに徴収金が納入されていない状況を確認のうえ、当該納入期限から50日以内である同年7月21日付けの本件処分によって未納額2,122,406円の督促を通知したことは、法第77条の2第2項、国税通則法第36条及び第37条に照らし、本件処分の要件及び手続に欠くところはなく、違法又は不当な点は認められない。

- (3) なお、審査請求人は、国民健康保険に加入していた場合、医療費の自己負担割合が3割となるので、10割の医療扶助費の返還を求める本件処分は不当な請求と言わざるを得ず、このままでは憲法第25条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない等、返還金及び徴収金の額について不服がある旨主張する。

しかし、本件処分は、返還金及び徴収金の額を決定するものではなく、国税徴収の例により、先行処分において決定された納入すべき額の全額が納付されていない事実に基づき、その納付を督促するものである。

そうすると、先行処分が納入義務の範囲の確定を目的とする処分であるのに対し、本件処分は既に確定している納入義務の履行を目的とする処分であり、先行処分と本件処分とは、それぞれ別個の法律効果を目的とする独立した行政処分であるといえる。

したがって、本件処分の取消しを求める理由として、返還金及び徴収金

の額に対する不服を述べた審査請求人の主張は採用することができない。
(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会における前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。そして、理由付記の程度については、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）。

処分庁は、本件処分における督促状において「あなたの（中略）法第63条による返還金及び第77条の2による徴収金が未納となっております。指定納期限までに、〇〇〇指定金融機関にて必ず納付してください。」と記載しているが、この点につき当審査会から処分庁に対し、督促の根拠法令について質問したところ、解約返戻金を法第63条に基づき返還額として決定するとともに、法第77条の2第1項に基づき返還額を徴収金として徴収することを決定したものであり、その後の督促については法第77条の2第2項において例によるとされている国税通則法に基づき行っているとの趣旨の回答があった。

しかし、本件督促状における上記の記載は、法第63条による返還金について行う事実上の督促と、法第77条の2による徴収金について国税通則法第37条第1項を準用して行う処分としての督促を同時に行うかのように誤解を生じさせるものであり、不適切であると言わざるを得ない。

処分庁は、処分を行う際においては、当該処分の根拠となる法令及び関連通知等並びにその適用関係について正しく理解するとともに、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解でき、誤解を生じることのないよう、具体的かつ正確な理由の記載を行うことが望まれる。

また、本件督促状の教示文は、処分庁に対して審査請求をすることができる処分を前提とする記載を含むものであり、さらなる誤解を招きかねない。処分庁は、当該処分に適した教示文を付すことに、くれぐれも留意されたい。

大阪府行政不服審査会第3部会
委員（部会長）野呂 充

委員
委員

相間 佐基子
重本 達哉